

広島県個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年七月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第十八号

広島県個人情報保護条例の一部を改正する条例

広島県個人情報保護条例（平成十六年広島県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（保有個人情報の提供先への通知） 第二十八条（略） 2 実施機関は、訂正決定に基づく情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び番号法第十九条第八号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第九号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であつて、当該実施機関以外の者に限る。）に対し、速やかにその旨を書面により通知するものとする。</p>	<p>（保有個人情報の提供先への通知） 第二十八条（略） 2 実施機関は、訂正決定に基づく情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第十九条第七号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第八号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であつて、当該実施機関以外の者に限る。）に対し、速やかにその旨を書面により通知するものとする。</p>

附 則

この条例は、令和三年九月一日から施行する。